

はいかい高齢者家族支援サービス事業

事業の目的

認知症等により「はいかい行動」が見られる高齢者、又は、はいかい行動のおそれのある高齢者を介護している親族等が、民間事業者が提供している位置情報サービスを利用するに当たり、その親族等の経済的負担の軽減並びに高齢者の在宅での安全を図ることを目的としています。

対象者

補助金の交付を受けることができる方は「はいかい高齢者の親族等」であり、(1)～(4)に示す要件のいずれにも該当することとします。

- (1) はいかい高齢者及び対象者が佐久市に住所を有すること。
- (2) 衛星と携帯電話の機能を使っての位置情報探査システム（GPS）を、はいかい高齢者のために利用していること。
- (3) はいかい高齢者が認知症と診断されている方、認知症高齢者情報提供票（はいかいネットワーク）を作成している方、又はそれに相当する方であり、在宅で生活していること。
- (4) はいかい高齢者及び対象者が市税等を滞納していないこと。

補助対象経費

補助金の種類	対象経費	補助金の額
位置情報探査システム（GPS）機器購入補助金	位置情報探査システム（GPS）の対象機器の購入に要する経費 ※ 本体機器費、附属品費、契約に必要な手数料等	対象経費の2分の1以内の額とし、上限は25,000円
位置情報探査システム（GPS）利用料補助金	位置情報探査システム（GPS）の月額利用料のうち、基本料金に要する経費 ※ 利用を開始した日が属する月から12か月分に限ります	対象経費の2分の1以内の額とし、上限は1か月当たり2,000円

※ 補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた額を補助金額とします

申請手続

佐久市役所高齢者福祉課（高齢者事業係）へ、下記の書類を提出してください。

補助金の種類	必要な書類
位置情報探査システム（GPS）機器購入補助金	①佐久市はいかい高齢者位置情報探査システム（GPS）機器購入補助金交付申請書（様式第1号） ②領収書、契約書又はこれに類する購入を証する書類の写し（契約者、利用者の分かる書類）
位置情報探査システム（GPS）利用料補助金	①佐久市はいかい高齢者位置情報探査システム（GPS）利用料補助金交付申請書（様式第1号の2） ②領収書、契約書又は支払いを証する書類の写し（契約者、利用者の分かる書類）

※ いずれの補助金も、②は領収書に契約者及び利用者が記載されていれば、領収書のみの提出で結構です

申請に当たっての注意

（1）位置情報探査システム（GPS）機器購入補助金

- ・ 補助金の申請は、はいかい高齢者1人につき1回限りとし、機器を購入した日の属する年度内に申請してください。
- ・ 携帯電話、スマートフォン、腕時計型携帯情報端末は対象外です。

（2）位置情報探査システム（GPS）利用料補助金

- ・ 補助金の対象は、「位置情報探査システム（GPS）機器購入補助金」で購入した機器の利用料です。
- ・ 補助金の申請は、「利用料を支払った日から30日以内」又は「利用料を支払った年度の3月31日」のいずれか早い日までに申請してください。
- ・ 利用料補助金が翌年度にわたる場合は、年度ごとに申請いただく必要があります。

【例】8月に機器を購入し、利用料は翌月払いの場合

8月分利用料（9月支払い）から翌年2月分利用料（翌年3月支払い）は翌年3月末日までに、翌年3月分利用料（翌年4月支払い）から翌年7月分利用料（翌年8月支払い）は翌年7月分利用料を支払った日から30日以内に申請

【お問い合わせ】

佐久市役所 高齢者福祉課
高齢者事業係（TEL0267-62-3154）